

工事請負契約約款の一部改正について（お知らせ）

福知山市の契約で使用する工事請負契約約款について、改正民法への対応等を図るため、令和2年4月1日付けで、一部を改正します。

施行日と適用条件

施行日：令和2年4月1日

適用：施行日以降に契約締結する案件

主な改正内容

○かし担保責任について

- ・改正民法を踏まえ、「かし」という用語を「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、契約不適合という。）」に改めました。
- ・改正民法を踏まえ、契約不適合があった場合の発注者の権利として、現行のかし担保に対する補修の請求と同様に、履行の追完請求権を規定しました。また、新たに履行の追完がされない場合の代金の減額請求権等を規定しました。
- ・発注者は工事目的物の引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、請求等という。）をすることができないこととしました。また、設備機器本体等の契約不適合については、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わないこととしました。ただし、一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができることとしました。
- ・上記の期間内に契約不適合を発見した旨を通知したときは、当該通知から1年以内に請求を行うことで、当該期間内に請求したものとみなすこととしました。
- ・契約不適合が受注者の故意又は重過失によるものであるときは、受注者の責任については民法の定めるところによること等を規定しました。

○契約解除について

- ・改正民法を踏まえ、発注者、受注者それぞれの解除権について、催告を要するもの、催告が不要なものを分類し、それぞれ解除事由を規定しました。また催告解除については、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととしました。

○その他、談合による契約の解除の場合、損害賠償の予定として、契約金額の10分の2を規定するなど、京都府の工事請負契約書と合わせた改正を行います。